

第一牧志公設市場再整備事業 かわら版 第20号

市場事業者が実施する内装工事や引越しに関するお知らせ

7月1日の仮設市場オープンに向け、移転する市場事業者の皆さんの各種準備等に関するお知らせです。内容をご確認いただくようお願いいたします。

5月30日付で配布した「かわら版第19号」の内容に情報を追加・訂正した内容となっておりますので、注意事項等の確認は本かわら版（第20号）をご確認ください。（追加した項目は【追加】、変更した項目は【変更】と記載）

- 【追加】 1. 内装工事・引越しに関する注意事項について ⇒ 1～4 ページ
(全ての市場事業者が対象)
- 2. 営業許可、営業報告手続きに関するお知らせ ⇒ 5 ページ
(営業許可、営業報告が必要な市場事業者が対象)
- 【変更】 3. 食堂の移動什器の燻蒸について ⇒ 6 ページ
(食堂の市場事業者が対象)
- 【追加】 4. 現市場最終日スケジュールについて ⇒ 7 ページ
(全ての市場事業者が対象)
- 【追加】 5. 郵便物の転居届、受取り申請について ⇒ 7 ページ
(全ての市場事業者が対象)
- 【追加】 6. 仮設市場（1階）での火気使用について ⇒ 7 ページ
(1階の市場事業者が対象)
- 【追加】 7. 酒類販売業免許について ⇒ 7 ページ
(酒類の販売を行う市場事業者が対象)
- 【追加】 8. 店舗内レイアウト図の提出について ⇒ 8 ページ
(全ての市場事業者が対象)

1. 内装工事・引越しに関する注意事項について

<全ての市場事業者が対象>

6月1日以降に各市場事業者が実施する内装工事や引越しにあたっては、**以下の注意事項を守って実施**するようお願いします。

また、**各市場事業者が依頼する内装工事の施工業者や引越し業者にも下記内容を伝え、遵守するよう指示**をお願いします。（業者への配布用に、本かわら版を公設市場2階の管理事務所カウンターにおいておきますので、必要に応じ活用してください）

また、内装工事にあたっては、過日配布の「**第一牧志公設市場再整備事業の仮設市場移転に関する市場事業者が実施する工事（C工事）内容**」に記載された**全体共通の基準、各部門の基準を再度確認**いただき、**遵守**するようお願いいたします。

《共通事項》

1. 仮設市場内での工事や作業の可能期間・時間帯

内装工事 **6月1日（土） ～ 6月16日（日） の 午前8時 ～ 午後9時**

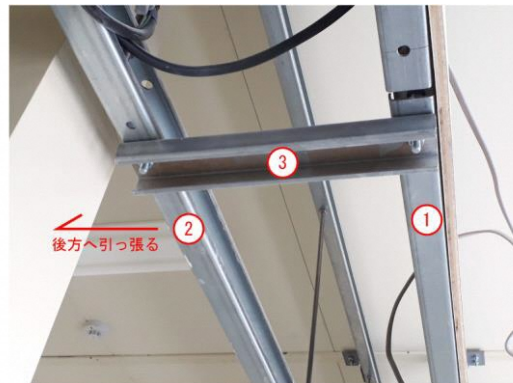
引越し **6月17日（月） ～ 6月30日（日） の 午前8時 ～ 午後9時**

※ただし、午後6時以降の仮設市場敷地内の屋外での音の出る作業（鋼材の切断等）は、周辺への配慮のため禁止します。

2. 内装工事・引越しの際に**小間内や共有部分を損傷した場合は、原因者負担による原状復旧が必要**となりますのでご注意ください。

《内装工事に関する事項》

1. 壁など新たに造作する場合、**素材は不燃材料を使用**してください。また、資材承認書など不燃認定番号がわかる資料は、工事を終えても（施工業者にて）**保管**をお願いします。
2. 部材をカットしたり、道具を広げたり、**工事を行うすべての工程は、店舗の小間内で行うよう施工業者に指示**をしてください。（共通の通路や隣接の小間へのはみだしは、他の市場事業者の通行や機材運搬に迷惑がかかります）
3. **工事や引っ越し作業に伴う電気及び水道については、自身の小間内で用意された電源と水道を使用するよう施工業者に指示**してください。なお、使用した電気代や水道代は市場事業者の負担になります。
4. 仮設市場のスペースが限られているため、内装工事で使用する部材等は、極力加工した状態で搬入し、現地での部材加工を減らすよう施工業者に指示してください。
5. **市場事業者自らが鋼材やアルミなどの切断を行う場合は、摩擦で火花が発生する恐れがありますので、仮設市場敷地内の屋外で行ってください。**
6. 吊り棚の棚板の取り付けは、横断する鋼材（①、②）の下にブレ止めで固定されている鋼材（③）を一度外し、設置する必要があります。固定している鋼材（③）のネジを外し、小間背面側の鋼材（②）を後方へ引っ張り棚板をはめてください。



7. 小間内に扉（ウエスタン扉など）を設置する場合は、**扉の固定するために補強をつける必要があります**。補強は、壁内部の骨組みに固定するようにビスを打ち施工してください。（骨組みは軽鉄で施工されているため、マグネット磁石で位置を把握することができます）
8. シンクやショーケース、製氷機など**厨房機器類の排水は、小間内に用意している排水管へ接続**してください。
9. 給水は、**小間背面天井から突き出している給水管を利用**し配管してください。（赤いバルブが小間内に向いている給水管が、その小間の専用となります）



9. 工事の際発生するゴミや木くずなどは施工業者に持ち帰らせる等各自で対処するとともに、安全管理を徹底してください。
10. 施工業者等の駐車スペースは下図の駐車スペースを利用するか、周辺の民間駐車場を利用するよう指示してください。荷下ろしのための短時間の停車を除き、仮設市場周辺への路上駐車は絶対に行わないようにしてください。

【内装等専門業者用駐車スペースについて】

- ・ 駐車可能時間帯
6/1～6/30 8:00～21:00 (21時以降の駐車不可)
- ・ 満車の場合は周辺の民間駐車場を利用
- ・ 路上駐車は禁止
- ・ 駐車スペース前の道路は JAL シティから仮設市場への一方通行です。(仮設市場側からの進入は不可)



11. 喫煙は市が指定した場所でのみ許可します。指定場所以外（路上、仮設市場建物内等）での喫煙は絶対に行わないよう施工業者に指示をしてください。

【追加】

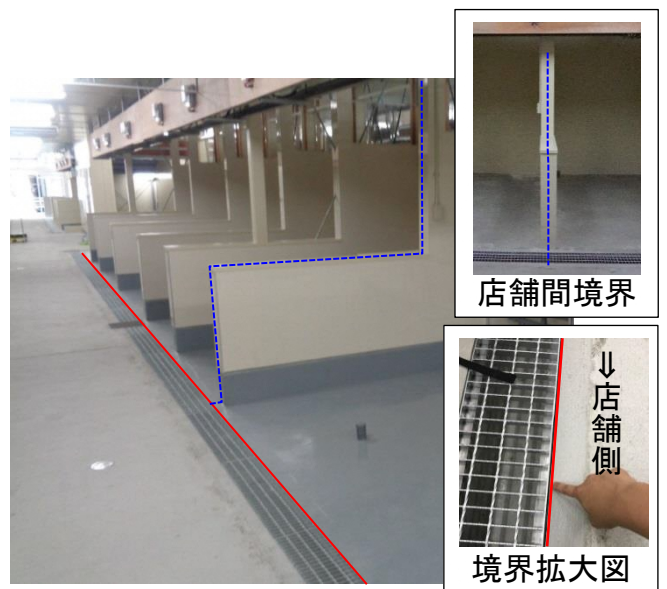
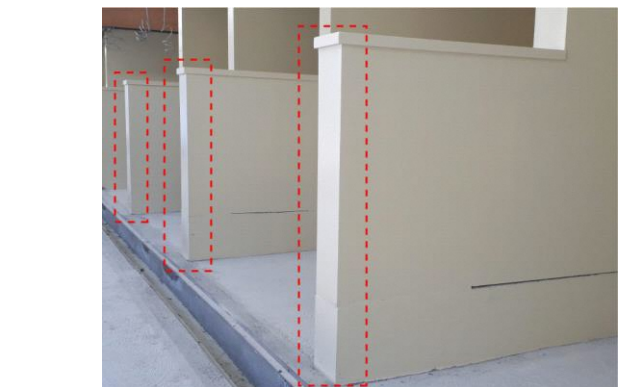
12. 内装工事の期間中、仮設市場1階のトイレは使用できません。仮設市場2階か、現市場のトイレを利用してください。(1階トイレは6月17日から利用可能になります)

《引越しに関する事項》

1. 大型の什器や機器などの搬入が多くあるため、小間内の壁の角（右図赤点線）や通路側に設置する什器や機器などについては、各自でキズ防止のための養生を行うことを推奨します。
2. 梱包している段ボールや発生するゴミは市場事業者各自で処分してください。
3. 搬入する際、他の店舗事業者へ迷惑にならないよう、通路や共有の場所に荷物を放置しないようにしてください。
4. 2Fの床はフロアシートとなり、衝撃によってはがれる場合があります。大きなものを搬入する場合は、養生をするなど、キズをつけないように配慮して行ってください。

【追加】

5. 店舗と通路の境界はグレーチング端部（右図赤線）です。ショーケースや陳列棚等を設置する場合は、はみ出してはいけません。店舗間の境界は壁の中心（右図青点線）です。



【追加】

6. 引越しの際に、**仮設市場周辺道路上で大型車両（2～4tトラック等）による荷下ろし**を行う場合は、**事前に下記の商業支援受託事業者までご連絡いただき、搬入時間の調整**をお願いします。

商業支援受託事業者：株式会社 note（ノート） 080-6484-5809（島袋、宮城、仲間）

【追加】

7. 市場事業者部門別引越しスケジュール

（1）目的

同日に複数の事業者が集中して引越し作業を行うことによる仮設市場内の混雑を避け、スムーズに引越し作業するため。

（1）部門毎作業割当表

		①8時～21時（1日）	②13時～21時（午後以降）
6月17日	月	生鮮(22)	
6月18日	火	鮮魚(16)	2階(13)
6月19日	水	精肉(12)・2階(13)	
6月20日	木	外小間(21)	2階(13)
6月21日	金	生鮮(22)・2階(13)	
6月22日	土	鮮魚(16)	
6月23日	日	精肉(12)・2階(13)	
6月24日	月	外小間(21)	
6月25日	火	フリー	（保健所検査）
6月26日	水	フリー	（保健所検査）
6月27日	木	フリー	
6月28日	金	フリー	（保健所再検査）
6月29日	土	フリー	
6月30日	日	フリー	

※（ ）内は部門毎の事業者数

（2）留意事項

- ①**原則、上記の期日に引越を行ってください。**但し、すでに、引越し業者等へ依頼し、日程変更が出来ない等の場合は、別日程でも構いません。また、**各部門内で引越し日にち及び時間帯等については、集中しない様に調整**してください。
- ②各事業者の検査日を那覇保健所へ報告する必要があるため、**6月19日（水）までには検査日を決定**ください。6月15日迄に現市場2階管理事務所カウンターに検査日申込用紙と投函箱を設置しますので、19日までに投函をお願いいたします。

（参考） 営業許可・営業報告が必要な市場事業者数

	要 営業許可	要 営業報告	許可・報告不要
精肉	12	0	0
鮮魚	16	0	0
生鮮	1	16	5
2階	13	0	0
外小間	0	7	14
合 計	42	23	19

2. 営業許可、営業報告手続きに関するお知らせ

＜営業許可、営業報告が必要な市場事業者が対象＞

(1) 今後のスケジュールについて

先日は商人塾で開催した食品衛生講習会にご参加いただき、ありがとうございました。
7月1日の仮設市場オープンに向けた今後のスケジュールは下記のとおりです。

- ・ **6月24日（月）まで** 各市場事業者が保健所窓口**に営業許可申請書（営業許可）、特定営業報告書（営業報告）を提出**
※検査の前日までに書類提出が必要です。
- ・ **6月25日（火）～26日（水）** 保健所による**各店舗の検査**
※検査の際に保健所から指摘があった場合は、28日までに指摘事項の対応、再検査が必要となります。

(2) 申請書類等の配布場所について

書き損じ等で営業許可申請書や特定営業報告書が必要な方は、公設市場2階の管理事務所カウンターに書類箱（右写真）を置いてありますのでご自由にお取りください。記入例と食品衛生責任者養成講習会の申込書類も置いてあります。



書類棚

(3) 申請書記入にあたっての注意事項

営業許可申請書（営業許可）、特定営業報告書（営業報告）に記入する営業所の所在地は、「**那覇市松尾2-7-10**」（仮設市場の住所）を記入してください。

また、あわせて保健所に提出する平面図は、過日那覇市に提出した「仮設市場店舗内レイアウト図」を提出してください。（内容に変更がある場合は修正して提出してください）

営業所	所在地	那覇市松尾2-7-10		
	名称等	※店舗名称を記入	電話番号	※店舗電話番号を記入
営業の種類		許可番号及び許可年月日		備考

記入例

〔記入例〕仮設市場店舗内レイアウト図
【精肉 / 鮮魚 / 生鮮 / 外小間・中小間 2.7m（間口）×2.6m（奥行）
間口：2.55m（有効寸法） 格子 1マス 10cm

〔例〕書き方
※記入例は、図の書き方を示しているもので実際の店舗図とは異なります。
詳しくは各店舗の「本館店東者が提供する図面（本館店東者）」を参照してください。

配置図 1/10

店舗名：
にぎわい軒商店
名称人：
牧志 はなこ
記入者 / 電話：
牧志 太郎
電話：098-000-0000
所属部：
外小間
使用場所：
外小間
営業の種類：
生鮮食品の取り扱い
（注）※営業の種類は、営業の種類に記入してください。

※この記入例は、生鮮・外小間部門の「小間内販売」の概念のものです。

仮設市場店舗内レイアウト図の例

【変更・追加】 3. 食堂の移動什器の燻蒸について

＜食堂の市場事業者が対象＞

現市場から仮設市場に移動する厨房機器等については、市が委託した業者が実施する燻蒸処理を行った上で仮設市場へ運搬していただきます。

燻蒸処理のスケジュールは以下の通りです。

食堂の市場事業者に対しては、別途詳細な案内を行います。

6月3日（月）15：00～ 食堂説明会 場所：商人塾 （実施済み）

（燻蒸当日8時までに各市場事業者が店先に厨房機器等を移動し、周囲をマーキング）

6月18日（火）・20日（木） 燻蒸処理の実施

※各日8時と10時に分けて実施します。（下表参照）

※燻蒸処理は4～6時間程度かかります。

※燻蒸処理後、翌日迄に仮設市場への運搬をお願いします。

各店舗の実施スケジュールは下記のとおりです。

店舗名	燻蒸日時（1回目）	燻蒸日時（2回目）
次郎坊	6/18 8時～	6/20 10時～
道頓堀	6/18 10時～	6/20 8時～
きらく食堂	6/18 8時～	6/20 10時～
ツバメ食堂	6/18 10時～	6/20 8時～
えん	6/18 8時～	6/20 10時～
琉球甘味 琉宮	6/18 10時～	6/20 8時～
ハート&ベリー ジェラ沖縄	6/18 8時～	6/20 10時～
がんじゅう堂	6/18 10時～	6/20 8時～
サーターアンダギー歩	6/18 8時～	6/20 10時～
さくら亭	6/18 10時～	6/20 8時～
かつ亭豊年	6/18 8時～	6/20 10時～
あだん	6/18 10時～	6/20 8時～
土産品店 レナ	6/18 10時～	6/20 8時～

【追加】 4. 現市場最終日スケジュールについて

＜全ての市場事業者が対象＞

現市場の最終日（6月16日（日））は下記のスケジュールとなります。

- 16:00 持ち上げラストオーダー
- 17:00 2階食堂ラストオーダー
- 18:00 市場営業終了
- 18:30 市長市場内表敬
- 19:00 移転セレモニー開始
- 19:30 写真撮影（全体及び各部門毎）

※移転セレモニーにおいて、組合長、副組合長及び各部門長の計7名はセレモニー参列席を用意します。

【追加】 5. 郵便物の転居届、受取り申請について

＜全ての市場事業者が対象＞

現市場の閉鎖及び仮設市場への移転に伴い、郵便物の転居届の届出と受取り申請が必要になります。届出及び申請に必要な書類は各部門長より市場事業者配布しておりますので、期日までの対応をお願いいたします。

（1）郵便物の転居届の届出

- ①仮設店舗へ移転する市場事業者 ⇒ 6月20日（木）まで
- ②仮設市場へ移転しない市場事業者 ⇒ 6月9日（日）まで

※届出が無い場合、転送処理がなされず、旧住所に届いた郵便物は送付先に返送されてしまいます。

（2）引越し期間中の受取り申請 ⇒ 6月12日（水）まで

【追加】 6. 仮設市場（1階）での火気使用について【市場管理グループより】

＜1階の市場事業者が対象＞

仮設市場への移転に伴い、1階での火気使用ルールが厳格化されますのでご注意ください。

- ①仮設市場の法定点検にてプロパンガスの使用が発覚した場合は、市場全体が営業停止等の処分を受けることとなることから、仮設市場でのプロパンガスの使用は禁止する。
- ②鮮魚部門での湯せん用又は精肉部門での油分洗い落とし用としては、安全面を考慮し、IHコンロの使用を原則とする。但し、やむをえずカセットコンロを使用したい場合は、市場事業者からの申請後、市場管理Gにて精査し許可するものとする。

【追加】 7. 酒類販売業免許について

＜酒類の販売を行う市場事業者が対象＞

現市場において一般酒類小売業免許等を取得し、酒類を販売している市場事業者は、仮設市場への移転に伴い再度の申請が必要となります。対象の市場事業者は、各自税務署への申請を行っていただく必要がありますが、必要書類等手続きに関する情報案内を別途市から行います。免許に関する問い合わせ先は下記です。

那覇 税務署 酒類指導官（電話 098-867-3101 内線 310・311）

【追加】 8. 店舗内レイアウト図の提出について

＜全ての市場事業者が対象＞

7月1日の**仮設市場オープン後2週間以内（7月16日まで）**に**最終版の店舗内レイアウト図の提出**をお願いいたします。営業許可、営業報告を保健所に申請した市場事業者は、申請した配置図のコピーを提出してください。提出いただいた店舗内レイアウト図は市場管理グループで管理いたします。

ご意見をお寄せください。 那覇市 経済観光部 なはまち振興課
第一牧志公設市場建設室 TEL：098-863-1750（直通）